



® 平成 29 年 2 月 8 日 (水)

No. 14379 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆知財の常識・非常識 ⑥
応用美術の著作物性…………… (1)

知財の常識・非常識 ⑥

応用美術の著作物性

桜坂法律事務所

弁護士 林 いづみ

1. はじめに

TRIPP TRAPP事件知財高裁判決(知財高判H27.4.14)は、いわゆる「応用美術」一般について高度の創作性を要求することなく著作権保護の可能性を示唆した等と、議論を呼びました。しかし、同判決を、応用美術の保護範囲を拡大した画期的な判決と捉えるのは誤解ではないか。今回は、同判決

前後の知財高裁判決における、応用美術の著作物性に関する侵害判断に照らして、この点を検討してみたいと思います。

2. 著作権法の条文のあてはめ

著作権法は、同法2条1項1号において、著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであつ



特許業務法人
三枝国際特許事務所
SAEGUSA & PARTNERS

大阪オフィス

〒641-0045 大阪市中央区道修町1丁目7番1号 北浜TNKビル
TEL: 06-6203-0941(代) FAX: 06-6222-1068 e-mail: mail@saegusa-pat.co.jp

弁理士

社員・副所長 中野 睦子*
社員 菱田 高弘*

化学・バイオ部

宮川 直之
北野 善基*
淀谷 幸平*
兼本 伸昭*
野波 泰明
田中 敏輝
西橋 毅

機械・電気部

鈴木 由充
鶴 寛
奥山 美保

商標・意匠部

松本 康伸*
前田 幸嗣*
中川 博司

知財情報室

関 仁士

顧問

小原 健志*

東京オフィス

〒100-0013 東京都千代田区豊が間3-8-1 虎の門三井ビル9F
TEL: 03-5511-2855 FAX: 03-5511-2857 e-mail: tokyo@saegusa-pat.co.jp

弁理士

社員・副所長・東京オフィス所長 齋藤 健治
社員・副所長 岩井 智子

化学・バイオ部

藤田 雅史
鴻 宗義

商標・意匠部

池上 美穂
田上 英二
石渡 広一郎



*特定侵害訴訟代理可能

www.saegusa-pat.co.jp

て、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定義し、著作物の例示として「絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物」(著作権法10条1項4号)を掲げ、同法2条2項で、「美術の著作物」には「美術工芸品を含むものとする。」と規定しています。この「美術工芸品」とは、同法10条1項4号によれば、同号の掲げる「絵画、版画、彫刻」(鑑賞を目的とする「純粋美術」)と同様に、主として鑑賞を目的とする工芸品を指すものと解されます。

いわゆる「応用美術」とは、こうした純粋美術と区別して、量産品など、実用に供されあるいは産業上の利用を目的とする表現物のことを言いますが、著作権法上の明文規定はなく、「美術の著作物」に該当し得るかが問題となります。

応用美術には、a) 美術工芸品、装身具など実用品自体であるもの、b) 家具に施された彫刻など実用品と結合されたもの、c) 文鎮製造のひな型など量産される実用品のひな型として用いられることを目的とするもの、d) 染色図案など実用品の模様として利用されることを目的とするもの、が含まれます¹。昭和45年に旧著作権法が現行著作権法に全面改正される過程において、意匠法と著作権法の適用領域をどのように調整するのか(著作権法において保護されるのはどの範囲の応用美術なのか)について検討されましたが、結局、立法的な解決は図られず、判例解釈に委ねられてきました。

3. 「美術の著作物」該当性の判断基準

従来の判決においては、「純粋美術に該当すると認めうる高度の美的表現を具有しているときは美術の著作物」、「純粋美術と同視し得る程度の美的創作性」など、表現は様々ですが、意匠法の存在を理由として、応用美術の著作物性を認めるためには「通常より高度な創作性が必要」だ等とする解釈がとられてきました²。これに対しては、「問題は創作性の程度なのであって、美術性の程度や純粋性によって保護の有無を区別するのは正当でない」(満田重昭³)等の批判意見も根強く、上野達弘論文⁴(以下、「上野論文」)では、以下のように論じています。

ア 応用美術の著作物性を認めるためには通常より高度な創作性が必要だとする段階理論的解釈は、たとえ「美術」該当性の判断としてであっても、再検討すべきである。

イ 応用美術の場合、一定の機能を実現する必要性

から表現の選択の幅が制約され、創作性が肯定されない場合や、肯定されても低い場合が少なくないと考えられる。近時の議論によれば、創作性が低い著作物は一般に保護範囲が狭く、ほぼデッドコピーの場合にのみ類似性が肯定されると考えられている。(中略)こうしたことからすれば、応用美術について広く著作物性を肯定しても、大きな弊害は生じないように思われる。

(段階理論的解釈を取らないという場合)

ウ 一つ目に視覚的表現はすべて「美術」に当たると考えて、通常の意味における創作性があれば著作物性を肯定するという考え方があり得る【非区別説】。(中略)これによれば、応用美術の著作物性というは、結局のところ創作性の有無の問題に帰着することになる。ただ、それで問題がないかどうかは残された問題となり得るところである。

エ 二つ目に、「美術」に当たるためには視覚的表現であるというだけでは足りず、他のカテゴリーの著作物と異なり、何等かの条件を課すという考え方があり得る【区別説】。(中略)その場合は、その条件の具体的内容および正当化根拠を明らかにする必要がある。もし、それが高度の創作性と実質的に同じものになるのであれば、結局のところ段階理論と変わらないことになりかねないからである。

4. 知財高裁判決の動向

知財高裁では、TRIPP TRAPP事件判決の前後を通じて、応用美術について、高度の創作性は必要ではないものの、美術の著作物としての創作性を認めるためには美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていることが必要、という考え方を示す判決が続いています。

A：ファッションショー事件判決(H26.8.28)

- ① 著作権法2条2項は、単なる例示規定であると解すべきである。
- ② 一品制作の美術工芸品と量産される美術工芸品との間に客観的に見た場合の差異は存しないのであるから、著作権法2条1項1号の定義規定からすれば、量産される美術工芸品であっても、全体が美的鑑賞目的のために制作されるものであれば、美術の著作物として保護される。
- ③ 著作権法2条1項1号の定義規定からすれば、

A：ファッションショー事件	知高3部H26.8.28 (設楽部長)	化粧・髪型、衣服・アクセサリ ーの選択及び組合せ	著作物性 否定
B：TRIPP TRAPP事件	知高2部H27.4.14 (清水部長)	座面と足置き台の距離と高さを 変更できるベビーチェア製 品自体	著作物性 肯定 *著作物性が認められる部分と 類似していない(非侵害)
C：練習用箸事件	知高3部H28.10.13 (鶴岡部長)	製品の一部の形状(箸の上部 (通常指を置く位置)をリン グ等で連結した形態)	著作物性 否定
D：スティック型加湿器事件	知高2部H28.11.30 (清水部長)	製品自体	著作物性 否定
E：ゴルフクラブ事件	知高2部H28.12.21 (清水部長)	製品の一部の模様	著作物性 否定

実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握できるものについては、同号に含まれることが明らかな「思想又は感情を創作的に表現した(純粹)美術の著作物」と客観的に同一なものともみることができ、当該部分を同号の美術の著作物として保護すべきである。

A判決③によれば、美術の著作物に該当するのは「実用目的に必要な構成と分離して、美的鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握することができるもの」であり、この「美的鑑賞の対象となる美的特性」は、「思想又は感情を創作的に表現した(純粹)美術の著作物」と「客観的に同一なもの」です。したがって、A判決は、従来の判決の判断基準に沿ったものといえるでしょう⁵。

B：TRIPP TRAPP事件判決(H27.4.14)

① 著作権法が、「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的と」していること(同法1条)に鑑みると、表現物につき、実用に供されること又は産業上の利用を目的とすることをもって、直ちに著作物性を一律に否定することは、相当ではない。同法2条2項は、「美術の著作物」の例示規定にすぎず、例示に係る「美術工芸品」に該当しない応用美術であっても、同条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものについては、「美術の著作物」として、同法上保護されるものと解すべきである。

② 著作物性の要件についてみると、ある表現物が「著作物」として著作権法上の保護を受けるためには、「思想又は感情を創作的に表現したもの」であることを要し(同法2条1項1号)、「創作的に表現したもの」といえるためには、当該表現が、厳密な意味で独創性を有することまでは要しないものの、作成者の何らかの個性が発揮されたものでなければならない。表現が平凡かつありふれたものである場合、当該表現は、作成者の個性が発揮されたものとはいえず、「創作的」な表現ということとはできない。応用美術は、(略)様々であり(略)、表現態様も多様であるから、応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである。

③ 控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴は、(略)⁶点において、作成者である控訴人オプスヴィック社代表者の個性が発揮されており、「創作的」な表現というべきである。したがって、控訴人製品は、前記の点において著作物性が認められ、「美術の著作物」に該当する。

④ (略)⁷ 前述したとおり、応用美術には様々なものがあり、表現態様も多様であるから、明文の規定なく、応用美術に一律に適用すべきものとして、「美的」という観点からの高い創作性の判断基準を設定することは、相当とはいえない。また、特に、実用品自体が応用美術である場合、当該表現物につき、実用的な機能に係る部分とそれ以外の部分とを分けることは、相

当に困難を伴うことが多いものと解されるところ、上記两部分を区別できないものについては、常に著作物性を認めないと考えることは、実用品自体が応用美術であるものの大半について著作物性を否定することにつながる可能性があり、相当とはいえない。加えて、「美的」という概念は、多分に主観的な評価に係るものであり、何をもって「美」ととらえるかについては個人差も大きく、客観的観察をしてもなお一定の共通した認識を形成することが困難な場合が多いから、判断基準になじみにくいものといえる。

⑤ (略)⁸ 以上によれば、応用美術につき、意匠法によって保護され得ることを根拠として、著作物としての認定を格別厳格にすべき合理的理由は、見出し難いというべきである。かえって、応用美術につき、著作物としての認定を格別厳格にすれば、他の表現物であれば個性の発揮という観点から著作物性を肯定し得るものにつき、著作権法によって保護されないという事態を招くおそれもあり得るものと考えられる。

⑥ また、応用美術は、実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とするものであるから、当該実用目的又は産業上の利用目的にかなう一定の機能を実現する必要があるので、その表現については、同機能を発揮し得る範囲内のものでなければならない。応用美術の表現については、このような制約が課されることから、作成者の個性が発揮される選択の幅が限定され、したがって、応用美術は、通常、創作性を備えているものとして著作物性を認められる余地が、上記制約を課されない他の表現物に比して狭く、また、著作物性を認められても、その著作権保護の範囲は、比較的狭いものにとどまることが想定される。以上を鑑みると、応用美術につき、他の表現物と同様に、表現に作成者の何らかの個性が発揮されていれば、創作性があるものとして著作物性を認めても、一般社会における利用、流通に関し、実用目的又は産業上の利用目的の実現を妨げるほどの制約が生じる事態を招くことまでは、考え難い。

⑦ (略)⁹ しかしながら、著作物性が認められる応用美術は、まず「美術の著作物」であることが前提である上、前記⑥のとおり、(略)であって、被控訴人主張に係る乱立などの弊害が生じ

る現実的なおそれは、認め難い。

さて、B判決は、どこが「画期的」と受け止められたのでしょうか。

まず、B判決の①はA判決①と同様に著作権2条2項の美術工芸品が例示規定であることを述べています。

次に、②で「個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべき」と述べて③で著作物性を認め、④⑤において「美的」観点等の問題点を指摘し、⑥で「応用美術につき、他の表現物と同様に、表現に作成者の何らかの個性が発揮されていれば、創作性があるものとして著作物性を認めても、」と述べています。また、B判決は、A判決が示した「美的鑑賞の対象となる美的特性」は、「思想又は感情を創作的に表現した(純粹)美術の著作物と客観的に同一なもの」という「美術」該当性の基準については特段述べていません。このような点から、B判決は、「美術」のあてはめにおいて無条件で応用美術の著作物性を広く認めたものと受け止められ、「画期的な判決」と評されたのかもしれない。

しかし、B判決⑦では、被控訴人の「美的創作性に重点が置かれていない工業製品一般に広く著作権を認めることになれば、著作権の氾濫という事態を招来する」という主張に対し、「著作物性が認められる応用美術は、まず『美術の著作物』であることが前提である」と述べていますから、ここを読めば、少なくともB判決も「美術」該当性について条件を付す立場(上野論文エ)に立つことがわかります。そして、B判決⑥は、上野論文のイと同様に、創作性の肯定と侵害判断を連動させることによって、保護と利用のバランスを図る最近の一般的な考え方¹⁰を採用し、B判決③、で控訴人(stokke)の製品には二本足でV字の「形態的特徴」において作成者の個性が発揮されており創作的な表現であるから著作物性が認められ「美術の著作物」に該当すると判断したものの、結局、被控訴人製品は4本足であることから、「脚部の本数に係る相違は、椅子の基本的構造に関わる大きな相違といえ、その余の点に係る共通点を凌駕するものというべきである。以上によれば、被控訴人製品は、控訴人製品の著作物性が認められる部分と類似しているとはいえない。」と認定して侵害を否定しました¹¹。

C：練習用箸事件判決(H28.10.13)

B判決は、応用美術の著作物性を広く認めた画期的な判決として多くの議論を呼びましたが、約1年半後のC判決は、以下のように、美術の著作物としての著作物性を否定しました。

- ① 第一に、実用品であっても美術の著作物としての保護を求める以上、美的観点を全く捨象してしまうことは相当でなく、何らかの形で美的鑑賞の対象となり得るような特性を備えていることが必要である(これは、美術の著作物としての創作性を認める上で最低限の要件というべきである)。したがって、控訴人の主張が、単に他社製品と比較して特徴的な形態さえ備わっていれば良い(およそ美的特性の有無を考慮する必要がない)とするものであれば、その前提において誤りがある。
- ② 第二に、原告各製品の形態は一様ではなく、(略)原判決が認定するとおり、「箸本体を上部の円形部材等で連結させている」といい得るにすぎない。第三に、原告各製品は、幼児が食事をしながら正しい箸の持ち方を簡単に覚えられるようにするための練習用箸であって、(略)選択し得る表現の幅は自ら相当程度制約されるのであって、美術の著作物としての創作性を発揮する余地は極めて限られているものといえる。
- ③ 以上に基づいて検討するに、まず、箸を連結すること自体はアイデアであって表現ではない(なお、連結部分にキャラクターを表現することも、それ自体はアイデアであって、著作権法上保護すべき表現には当たらない。)し、その具体的な連結の態様を見ても、原告各製品が他社製品(甲16～26)と比較して特徴的であるとまではいえず、まして美的鑑賞の対象となり得るような何らかの創作的工夫がなされているとは認め難い。(略)控訴人が主張する前記(略)の点は、いずれも実用的観点から選択された構成ないし表現にすぎず、総合的に見ても何らかの美的鑑賞の対象となり得るような特性を備えるものではない。

前記のとおりB判決⑦も「まず、『美術の著作物』であることが前提」と述べていましたが、さらに、C判決①では「美術の著作物としての創作性を認める上で最低限の要件」として「何らかの形で美

的鑑賞の対象となり得るような特性を備えていることが必要である」と明言しています。C判決の「美的鑑賞の対象となり得るような特性」が、従来の判決の「高度の創作性」と「実質的に同じものになるのであれば、結局のところ段階理論と変わらない」(上野論文エ)ことになります。

D：スティック型加湿器事件判決¹²(H28.11.30)

D判決では、B判決②同様に「著作権法2条1項1号・・・(略)『創作的に表現したもの』とは、当該表現が、厳密な意味での独創性を有することまでは要しないものの、作成者の何らかの個性が発揮されたものというと解される。」と述べたうえで、以下のように、著作物性を否定しました。

- ① ところで、著作権法は、建築(同法10条1項5号)地図、学術的な性質を有する図形(同項6号)、プログラム(同項9号)、データベース(同法12条の2)などの専ら実用に供されるものを著作物になり得るものとして明示的に掲げているのであるから、実用に供されているということ自体と著作物性の存否との間に直接の関連性があるとはいえない。したがって、専ら、応用美術に実用性があることゆえに応用美術を別異に取り扱うべき合理的理由は見出し難い。また、応用美術には、様々なものがあり得、その表現態様も多様であるから、作成者の個性の発揮のされ方も個別具体的なものと考えられる。
- ② そうすると、応用美術は、『美術の著作物』(著作権法10条1項4号)に属するものであるか否かが問題となる以上、著作物性を肯定するためには、それ自体が美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えなければならないとしても、
- ③ 高度の美的鑑賞性の保有などの高い創作性の有無の判断基準を一律に設定することは相当とはいえず、
- ④ 著作権法2条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものについては、著作物として保護されるものと解すべきである。

同じ知財高裁2部(清水部長)のB判決と比べてみましょう。

D判決①は、B判決①②と同旨を述べた上で、D判決②でC判決①の波線部と同旨の一文を挿入しています。上記のとおり、B判決⑦によればB

判決も無条件に「美術」の著作物該当性を認めるものではなかったと解釈できますが、D判決②は、C判決と同様に「美術鑑賞の対象となる特性」を要求する立場にたつことを、明確にしています。

この挿入に対応して、D判決④では、B判決②の「個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである。」ではなく、「著作権法2条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものについては、著作物として保護される」と判示しており、また、D判決には、B判決の④（「美的」という観点からの高い創作性の判断基準を設定することは、相当とはいえない等）やB判決⑤（応用美術につき、著作物としての認定を格別厳格にすれば、他の表現物であれば個性の発揮という観点から著作物性を肯定し得るものにつき、著作権法によって保護されないという事態を招くおそれもあり得る等）の判示部分はありません。

さらに、D判決にもB判決⑥とほぼ同じ判示部分がありますが、そのうちの「応用美術は、実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とするものであるから、」と「当該実用目的又は産業上の利用目的にかなう一定の機能を実現する必要があるので、」の間に、新たに「美的特性を備えるとともに、」の語句を挿入していることが注目されます。また、同じ判示部分において、D判決では、B判決⑥の「応用美術につき、他の表現物と同様に、表現に作成者の何らかの個性が発揮されていれば、創作性があるものとして著作物性を認めても、」という一文がなくなり、代わりに、「応用美術について、美術の著作物として著作物性を肯定するために、高い創作性の有無の判断基準を設定しないからといって、他の知的財産制度の趣旨が没却されたり、あるいは、社会生活について過度な制約が課されたりする結果を生じるとは解し難い。」と述べています。

したがって、D判決については、無条件で応用美術の著作物性が広く認められたという誤解が生じる余地はないでしょう。

E：ゴルフシャフト事件判決（H28.12.21）

E判決も、B判決及びD判決と同様、知財高裁2部（清水部長）の判決です。

そして、D判決同様、E判決でも、B判決②の「『創作的に表現したもの』とは、当該表現が、厳

密な意味で独創性を有することまでは要しないものの、作成者の何らかの個性が発揮されたものをいうと解される。」と述べたうえで、「表現態様も多様であるから、」に続く「応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、」との間に、C判決①の「応用美術は、美術の著作物（著作権法10条1項4号）に属するものであるか否かが問題となる以上、著作物性を肯定するためには、それ自体が美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えなければならない」の一文が挿入されています。これに対応して、D判決と同様に、E判決でもB判決⑥に対応する部分にB判決には存在しない「美的特性を備えるとともに」が挿入され、B判決の「応用美術につき、他の表現物と同様に、表現に作成者の何らかの個性が発揮されていれば、創作性があるものとして著作物性を認めても、」の部分で、「応用美術について、美術の著作物として著作物性を肯定するために、高い創作性の有無の判断基準を設定しないからといって、」に書き換えられています。

そして、E判決は、以下の通り、原告が創作的部分と主張した点について「ありふれている」として著作物性を否定しました。「本件シャフトデザイン等を縞模様とし、縞の幅を変化させ、縞の色として赤、黒及びグレーを選択したことは、ありふれている。」「文字として可読であるという機能を維持しつつデザインするに当たって、文字の一字画のみを当該文字及び他の文字の字画を妨げない範囲で伸ばすことは一般によく行われる表現であること、文字の一字画を伸ばした先を単に鋭角とすることも、平凡であることからすれば、この表現が個性的なものとは認められない。」「細長いシャフトに文字を大書して目立たせる配置をすることの選択の幅は狭いから、ブランドロゴをトルネード模様の上に配置したことが個性的な表現とはいえない。」「よって、本件シャフトデザイン等に、創作的な表現は認められず、著作物性は認められない。」

なお、同判決では委託者の指示・変更に基づくデザインの制作過程が詳細に認定されており、商品デザインの著作物性という一般論で括りきれない要素も入っている事案についての事例判例と考えられます。

5. おわりに

以上のとおり、応用美術の著作物性の判断について「画期的」と略されたB判決も、「美術」の著作物該当性を前提としていました。そして、「美術の著作物」(著作権法10条1項4号)の著作物性の判断については、それ自身が「美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えなければならない」という考え方を示す知財高裁判決が、B判決前後を通じて続いています。

これらの知財高裁判決によって、応用美術について高度の美的鑑賞性の保有などの高い創作性の有無の判断基準を一律に設定する解釈が採用されないことは明確になりましたが、「美術の著作物」(著作権法10条1項4号)の著作物性として要求されている「美的鑑賞の対象となり得る美的特性」は、結局、事案ごとの判断に委ねられています。したがって、「もし、それが高度の創作性と実質的に同じものになるのであれば、結局のところ段階理論と変わらない」という上野論文エが指摘する問題は残っています。

多様な商業デザインの重要性がますます増加する中、その保護の在り方は依然として、今後の検討に委ねられています。現在の実務としては、著作権での保護の可能性がある以上、デザイン委託契約等において著作権処理を忘れずに盛り込むべきでしょう。

¹ 昭和41年7月の著作権制度審議会答申説明書8頁

² 【著作物性否定例】「佐賀錦袋帯事件」京都地裁平成元年6月15日判決、「ニーチェア事件」東京高裁平成2年2月14日判決、「木目化粧紙事件」東京高裁平成3年12月17日判決、「装飾窓格子事件」東京高裁平成4年9月30日判決、「装飾街路灯事件」大阪高裁平成13年1月23日判決、「ファービー事件」仙台高裁平成14年7月9日判決、「グルニエ・デザイン事件」大阪高裁平成16年9月29日判決、「プチホルダー事件」東京地裁平成20年7月4日判決、「サントリー黒烏龍茶事件」東京地裁平成20年12月26日判決、「海洋堂フィギュア事件」(ウリ坊)大阪高裁平成17年7月28日判決、「仙臺四郎事件」仙台地裁平成19年10月2日判決、「カスタマイズドール事件」東京地裁平成24年11月29日判決、「鍋の握り部事件」知財高裁平成24年3月22日判決、「シャトー勝沼事件」知財高裁平成25年12月17日判決、「ファッションショー事件」知財高裁平成26年8月28日判決。判時2238号91頁以下)「実用目的の応用美術であっても、実用目的に必要な構成と分離して、美的

鑑賞の対象となる美的特性を備えている部分を把握することができないものについては、上記2条1項1号に含まれる『思想又は感情を創作的に表現した(純粹)美術の著作物』と客観的に同一なものとみることはできないのであるから、これは同号における著作物として保護されない」

【著作物性肯定例】「博多人形赤とんぼ事件」長崎地裁佐世保支部昭和48年2月7日判決、「仏壇彫刻事件」神戸地裁姫路支部昭和54年7月9日判決、「アメリカTシャツ事件」東京地裁昭和56年4月20日判決、「トントウ人形事件」東京地裁平成14年1月31日判決、「海洋堂フィギュア事件」(妖怪)大阪高裁平成17年7月28日判決

³ 満田重昭・裁判実務体系(27)95頁

⁴ 上野達弘「応用美術の著作権保護—「段階理論」を超えて—」2014年3月20日発行パテント67巻別冊11号96頁以下。同論文中で、TRIPP TRAPP事件判決として引用されているのは、以下の原審判決(東京地判H22.11.18)である。「意匠法等の産業財産権制度との関係から、著作権法により美術の著作物として保護されるのは、純粹美術の領域に属するものや美術工芸品であり、実用に供され、あるいは産業上利用されることが予定されているもの(いわゆる応用美術)は、それが純粹美術や美術工芸品と同視することができるような美術性を備えている場合に限り、著作権法による保護の対象になる。」「本件デザインは、いすのデザインであって、実用品のデザインであることは明らかであり、その外観において純粹美術や美術工芸品と同視し得るような美術性を備えていると認めることはできない。」

⁵ A判決は、応用美術に関する下級審裁判例の存在とタイプフェイスに関する最高裁判例(最高裁平成10年(受)第332号同12年9月7日第一小法廷判決・民集54巻7号2481頁)を踏まえた判断。

⁶ (1)「左右一対の部材A」の2本脚であり、かつ、「部材Aの内側」に形成された「溝に沿って部材G(座面)及び部材F(足置き台)」の両方を「はめ込んで固定し」ている点、(2)「部材A」が、「部材B」前方の斜めに切断された端面のみ結合されて直接床面に接している点及び両部材が約66度の鋭い角度を成している点。

⁷ 「被控訴人は、応用美術の著作物性が肯定されるためには、著作権法による保護と意匠法による保護との適切な調和を図る見地から、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような美的

創作性を備えていることを要する旨主張する。」

8 「確かに、応用美術に関しては、現行著作権法の制定過程においても、意匠法との関係が重要な論点になり、両法の重複適用による弊害のおそれが指摘されるなどし、(略)現行著作権法の成立に際し、衆議院及び参議院の各文教委員会附帯決議において、(略)応用美術の保護の問題は、今後検討すべき課題の1つに掲げられていたことに鑑みると、上記成立当時、応用美術に関する著作権法及び意匠法の適用に関する問題も、以後の検討にゆだねられたものと推認できる。そして、著作権法と意匠法とは、趣旨、目的を異にするものであり(著作権法1条、意匠法1条)、いずれか一方のみが排他的又は優先的に適用され、他方の適用を不可能又は劣後とするという関係は、明文上認められず、そのように解し得る合理的根拠も見出し難い。加えて、(略)著作権が、その創作時に発生して、何らの手続等を要しないのに対し(著作権法51条1項)、意匠権は、設定の登録により発生し(意匠法20条1項)、権利の取得にはより困難を伴うものではあるが、反面、意匠権は、他人が当該意匠に依拠することなく独自に同一又は類似の意匠を実施した場合であっても、その権利侵害を追及し得るという点において、著作権よりも強い保護を与えられているとみることができる。これらの点に鑑みると、一定範囲の物品に限定して両法の重複適用を認めることによって、意匠法の存在意義や意匠登録のインセンティブが一律に失われるといった弊害が生じることも、考え難い。」

9 「被控訴人は、美的創作性に重点が置かれていない工業製品一般に広く著作権を認めることになれば、著作権の氾濫という事態を招来する、(略)控訴人製品の形態的特徴は、椅子に必須の基本的構成である脚部の形状に関するものであるから、このように創作の幅

が制限されたものを一般的に著作物として保護すれば、同一又はわずかに異なる多くの椅子について著作権が乱立するなどの弊害が生じる旨主張する。」

10 上野達弘「キャラクターの法的保護」パテント2016Vol.69 No.4(別冊No.14)51頁「最近の議論において、創作性を比較的緩やかに肯定した上で、創作性の肯定と侵害判断を連動させることによって、保護と利用のバランスを図る考え方が一般化しつつある点を指摘する必要がある。これによれば、創作性が高い場合は類似性が肯定されやすく(保護範囲が広い)、他方、創作性が低い場合は類似性が肯定されにくい(保護範囲が狭い)ことになるが、その前提として、創作性自体は比較的緩やかに肯定されることになるのである。」

11 ここでは、著作権の複製・翻案の判断において、意匠の要部認定・類否判断と似た判断形式をとっていることも注目されます。

12 D判決の原審(東京地裁平成28年1月14日判決)は「両者は、いずれも、美的鑑賞の対象となり得るような創作性を備えていると認めることはできない」として著作物性を否定。

—つづく—

⑤は平成28年(2016年)12月9日付掲載

次回⑦は4月掲載予定

江崎特許事務所

所長 弁理士 江崎 光史
 弁理士 篠原 淳司
 弁理士 上西 克礼
 弁理士 田崎 恵美子
 弁理士 風間 弘志
 弁理士 小泉 順彦
 顧問 弁理士 富安 恒文

副所長 弁理士 鍛冶澤 實
 弁理士 佐久間 洋子
 弁理士 虎山 一郎
 弁理士 中村 真介
 弁理士 中平 治章
 弁理士 清田 栄章

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目8番1号 虎ノ門電気ビル5F

TEL : (03)3502-1476

FAX : (03)3503-9577